

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上田清司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百一十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百七十九番の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十四番の一部、五千七百八十五番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、一・一ジクロロエチレン、シスー・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

三 講すべき指示措置

地下水の水質の測定

別図

